

建設産業委員会 会議録

日 時 令和3年12月10日(金曜日) 午前9時42分 ～ 午前10時39分

場 所 臼杵庁舎2階 第2委員会室

出席委員の氏名

委 員 長 長田 徳行 副委員長 梅田 徳男 委 員 広田 精治
委 員 大嶋 薫 委 員 武生 博明 委 員 牧 宣雄

欠席委員の氏名

(な し)

説明のため出席した者の職氏名

建設課長 高野 裕之 建設課課長代理 児玉 優
おおいた いただきます 紹介議員 奥田富美子
プロジェクト共同代表 小山 敬晴

出席した事務局職員の職氏名

書記 高橋 悠樹

傍聴者

(な し)

会議に付した事件及び審査結果

< 審査議案 >

番 号	件 名	審査結果
第79号	市道の認定について	原案可決
請願第1号	「大分県主要農作物等種子条例制定を求める意見書」の提出等を求める請願	賛成少数

午前9時42分 開議

○委員長(長田徳行)

ただ今から、建設産業委員会を開催いたします。

本委員会に付託されました議案は1件、請願が1件であります。お手元の次第にそって、審査を行いたいと思います。はじめに、請願の審査を行います。

請願第1号「大分県主要農作物等種子条例制定を求める意見書」の提出等を求める請願を議題といたします。

この請願については、紹介議員である奥田富美子議員から、さきの本会議において説明を受けております。

本日は、奥田議員に加え、請願者である おおいた いただきますプロジェクト 共同代表 小山敬晴さんに来ていただいております。

さらに詳しい説明を受けることといたします。小山敬晴さん、お願いいたします。

○参考人(小山敬晴)

(配付資料に基づき説明)

○委員長(長田徳行)

ありがとうございました。

以上で、説明が終わりました。ここで、奥田議員については総務委員会に出席のため退席をいたします。

休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時05分 再開

○委員長(長田徳行)

再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願い致します。

○委員(広田精治)

先生にちょっと補足的に質問をしたいんですけど、今現在、日本あるいはその社会的に、種子の生産とか、販売というのはこの主要な米、麦とか、そういうものに限らず野菜、たくさんあるわけですけど、果物もある。そういうのはどういうふうになっているんですかね。

○参考人(小山敬晴)

回答させていただきます。

ただいまの質問につきまして、種子の販売状況ということですが、農作物に関わるということですが。最初の私の説明で、そこまで説明できてなくて申し訳ございませんでした。

一つは、米と麦、大豆はまた別ではあるんですけども、米とその他の野菜、状況がかなり異なって

ございます。米につきましては、農業をやられている議員の方もいらっしゃる、ご存知かもしれませんが、自分で自家採取して作っている農家の方もいらっしゃると思いますし、民間企業から買われている方もいらっしゃると思うんですが、多くの方が農協から購入されているものと思います。その農協から購入している、特に大分県であればヒノヒカリだろうと思いますけれども、その種が、どこで生産しているかといいますと、大分県の、このもともと種子法で守られ、予算がつけられていた、大分県の農林試験場で育てられている、その種が元になって、各農家の手元に提供されているという状況になってございます。宇佐市にある農林試験場で行います。これは国と県の予算がついておりますので、そのことから発芽率も良く、それから値段も安価な値段で購入することができます。

それに対して野菜は、このように公共事業ではございませんので、民間企業の種ということで、購入手段はいろんな種屋さんから買ったり、ホームセンターで買っていらっしゃる方もいると思いますが、そういう状況になっておりまして、もう一つの違いは、お米についてはそのようなことで、ほぼ100%国産のものが手に入る状況でございますけれども、野菜については、9割ぐらいが、海外で生産されたものということでございまして、この2年間、コロナの問題で、海外に渡航制限があるということで、各種苗会社、現地生産の現場に行けなくて、種を現地から海外の生産現場から輸入できないという状況が生じていまして、そういう観点からも、このお米の種を国内で作っているということの重要性が伺えるかというふうに思います。

○委員(大嶋 薫)

農林水産業振興条例がありますよね。その中で、やっぱり種苗と種子、2つに分かれてあるわけじゃない。一緒にあると思う。そういうことの中で、やっぱり守られているのは守られているのかなど私は思っていますけど。いちごでもなんでも、大分はベリーツとか、さがほのかとか、そういう中で改良されたのは、そういった形の中でやっていける今、そこでベリーツを出すことはできないというような形になっていますよね。その中で、私なんかは農業をしているけど、あまり何か変わるとか、そういう形はないように感じられるんですけど。その辺どうですかね。

○参考人(小山敬晴)

ご質問ありがとうございます。

この大分の食と農林水産業振興条例につきましては、先ほど、ご説明しました通り、農林水産業の振興に資する新品種の開発ということで、ご指摘いただきました、まさにベリーツのような、この新品種の開発としていくような、そういった事業は確かにこの施策で守られているものと思います。ですので、そのカバーしている面が全くないということではないというのは、私たちも理解しているところですが、やはりそのようなブランド野菜とか、そういうものと、主要農作物の品種というのは、やはりその保護する目的が異なっているのだろうというふうに思います。

この農林水産業の振興に資する新品種ということで、例えば米、麦、大豆についても、先日も報道されておりましたけれども、ヒノヒカリが、この高温障害でなかなか栽培しにくいというところで、新しく夏ほのかという品種を今、他の県が開発してそれを普及させようとしているということでも

ございますけれども、もちろんそれも農林水産業の振興というところにも関わるかもしれませんが、やはり主食を保護すると、国民の生活を保護すると、保障するという点で、目的が異なっているものというふうに思います。言葉じりをとらえるわけではございませんけれども、この振興条例につきましては、やはり今まで、種子法で守られていたような目的というところまではカバーができていないというふうに思いますし、この条例が基本となって今、宇佐の試験場で、米、麦、大豆の種子を作っていく予算が、県の予算のフローとしても、そういう立てつけにもなってございませんので、やはり種子条例の内容は別立てのものであるというふうに考えてございます。

○委員(大嶋 薫)

大豆とか、種子を取るのに、野津の地域で、県の大豆の種子を採っているわけなんですよ。そういった形で、何か守られてやっているのかなど。その種子を保護し、そして皆さん方にというようなこともやっていますんで。どこがどうと言っていいかわからないんですけど。そうやっても、ころっと変わるわけじゃないとは思うんですよ。そういう条例を作っても、種子、種苗を守るため、今はちゃんとできているんじゃないかなと私は思っていますけどね。どうでしょうか。

○参考人(小山敬晴)

ありがとうございます。

私も不勉強でその野津の地域の大豆が、県の大豆ということで、それがこの大分県の種子要綱の中で、米、麦、大豆については、種子を生産する、ほ場を指定して生産をしておりますので、その野津の、ほ場がそこに指定されてるものかどうかまでは、把握してございませんけれども、仮にそうだとすれば、今先生がおっしゃったように、ちゃんとやられているのではないかというのは、全くその通りかと思います。宇佐の試験場の近辺でもそうですけれども、大豆にしても米にしましても、試験場で作った原種をもとに、農協に入っていらっしゃる、種苗生産農家の方たちが、その種の生産をして、それで農協を通じて、一般の農家の方に今、種が販売できるという状況になってございますけれども、それはなぜかと言えば、今大分県のこの主要農作物の種子要綱が制定されていて、種子法が廃止される以前の、状況と変わらず行われているので、それが守られているものというふうに思います。種子法が廃止されたというのは、された目的は、もうそういうこともやめてしまおうということだったわけですね。ですが、県としては要綱を作ってそれを継続させようという決定をしたと。

私たちの要望としましては、もう今継続されているのはその通りだと思いますので、ぜひそれを条例化して、この事業をもう永続的なものとして、また、気候変動等もありますので、種というのが農業資材として本当に重要なものであるということを、農家の方だけではなくて、一般の方も含めて、自分たちの主食を、このように県もそうだし、農家の方が守ってくださっているということを条例という形で、県民の確認事項として設定することが必要ではないかと、このように考えてございます。

○委員長(長田德行)

他にありませんか。

(「なし」の声)

以上で、質疑を終わりたいと思います。先生、お話を大変ありがとうございました。

午前10時15分 休憩

午前10時16分 再開

○委員長(長田徳行)

これより、審査に入っていきます。ご意見があれば、挙手のうえ発言をお願いします。

○委員(武生博明)

ここにあるように、種子法、種苗法があり。また大分県には、おおいたの食と農林水産業振興条例があって、今まで全く問題がない。残念ながら大分県独自では、米の品種を改良したことはありません。今回、ヒノヒカリが暑さに弱いから、強いやつ、これも佐賀かどこかで今できている。そのくらい種子については非常に弱いところがあるんですが、今大分県とJA、全農とでタイアップしてやっているから、あえて条例を作らず、今ある条例で十分じゃないかなというふうに思っております。あとは種苗法になるから、いちごのベリーツも大きな問題が今生まれております。果たして良い品種はありません、だからこういうこともありますので、条例を作る前に大分県は、もうちょっと予算をつけて、いい種子を作ってくださいという請願のほうが、私はいいんじゃないかなというふうに思いますので。あえて私は、条例を作る必要はないということを言いたいと思います。

○委員(広田精治)

私は反対で、必要だと思います。今おそらく武生委員は種子法も、種苗法もあるからと言ったけど、誤解ですね。種子法がなくなったんで。それでこの全国の28道県で、今の要綱だけでは不十分で、財政措置もやっぱり条例にしておかないと、十分体制が取れないというふうな、その法案からすでに28の道県、さらに追加して4件が条例を作ろうというような働きかけになっているわけで、おそらく私たちがまだ気が付いていない、あるいは情報として知り得ていない検討や考え方があって、できていってるんだろうというふうに思うんです。

今日、小山助教授が来て説明したんだけど、この問題については臼杵市の担当課を含めて説明まではできないというような。そういう複雑で難しいというか、そういう問題なんで、ちょっと今日ここで、採決というふうなことにまでは行かないように、もうちょっと時間をかけて検討することがあるんじゃないかな。少なくとも継続審査とかいうことを含めて考えていくことが大事かなと、私は思っているんですよ。私よりも、武生委員は米のことなんかについては詳しいと思うんですけども、そういう意見です。

○委員(牧 宣雄)

先ほどから話が出ておりますが、やっぱり県がきちんと種子については、農林水産業振興条例また主要農作物の要綱が、県も十分考えて、その辺は守られているということでやっていますので、特に大きな問題もあると聞いていないし、この条例をあえて作る必要はないということで、わるい

んですが私はそういう気持ちです。

○委員(大嶋 薫)

この要綱の中で、かなり小さいところまで謳われていると思っております。やはり、出穂、穂ぞろい等、生産、審査そういったことを割と入れてやっているから。これはすぐに決めたほうが良いのか、この条例の中で定めていくかいかないか、こういうことももうちょっと勉強したほうが良いのかと私は思います。

○委員(梅田徳男)

県の基本要項を見させていただくと、十分先ほど説明のあった内容がおり込まれていて、一部足りないところがあるんでしょうけども、そういう内容で構成されていて、種子法がなくなった後の対応が十分図れていると思うし、行政サイドがこれを足りないといって、例えば行政サイドのほうからもう少し条例のほうで運用したほうが良いという話も出てくるんだろうと思うんですが、今行政サイドからもその辺の話もない環境の中では、この基本要綱での対応で十分ではないかということだろうと思います。そういう意味では、特に条例をつくる必要はないのかなというふうに思います。

○委員長(長田徳行)

ありがとうございました。

今いろいろな意見がありまして、確かにタイミング的に広田委員が言うように、なかなか難しい問題だと思います。種子法が廃止されてから、それまで国からの予算で、国が全部補助して国からの補助金を含めて、そういう種子に関係する事業がされていたんですけど、今県で主要農産物の要綱が確かに制定されています。これは時期的に皆さん難しい問題であるし、農林振興の関係を含めてもう少し、臼杵市としてこれについて行政も一緒になって、しっかり議論して中身を深めて、そしてユネスコの食文化との関係も含めて、今臼杵市として非常に興味のある中身だと思いますので。皆さんの意見を集約する限りでは、今この条例制定に向けての、臼杵市議会からの意見書の提出は非常にタイミング的にはまだ早いんじゃないかと。そういう理解をしたということによろしいでしょうか。今から採決をとるんですけど。

○委員(広田精治)

継続審査ではないんですか。

○委員長(長田徳行)

継続審査という意見もありましたが。

○委員(武生博明)

継続審査じゃなくて採決するべきではないか。

○委員長(長田徳行)

今回の請願については、採決を行いたいと思います。

討論に入ります。

(な し)

○委員長(長田徳行)

以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

請願第1号について、原案の通り採択をすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手少数)

挙手が少数であります。よって請願第1号については、不採択とすべきものとして決しました。

以上で、請願の審査を終わります。

休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時29分 再開

○委員長(長田徳行)

再開します

次に、建設課所管の第79号議案 市道の認定についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎建設課長(高野裕之)

(付議議案及び配付資料に基づき説明)

○委員長(長田徳行)

以上で、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願い致します。

(「なし」の声)

○委員長(長田徳行)

以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(な し)

○委員長(長田徳行)

以上で討論を終わります。

これより採決を行います。第79号議案については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長(長田徳行)

異議なしと認めます。

よって、第79議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で、建設課所管の議案の審査を終わります。お疲れ様でした。
休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時34分 再開

○委員長(長田德行)

次に、令和3年度 建設産業委員会の行政視察についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

◎書記(高橋悠樹)

(配付資料に基づき説明)

○委員長(長田德行)

ただいま事務局より説明がありましたが、委員派遣及び閉会中の継続審査(調査)の申し出については、別紙のとおり会議規則第111条による「閉会中の継続審査(調査)の申し出」を議長に提出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長(長田德行)

異議なしと認めます。よって、委員派遣の決定及び閉会中の継続審査(調査)の申し出については、承認すべきものとして決しました。

それから、今回の行政視察の執行部同行についてですが、日程調整が難しいことなどから要請はしないということで考えていますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○委員長(長田德行)

では、そのようにいたします。以上で、建設産業委員会を閉会いたします。

午前10時39分 閉会

臼杵市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに記録を作成する。

令和3年12月10日

臼杵市議会

建設産業委員会委員長 長 田 徳 行